

ひ 広報

ひのはら

7 月号

令和 5 年
(2023年)
No.530

夏の涼

・・・主な内容・・・

檜原村長所信表明	2～4
令和5年度檜原村職員募集	5
じゃがいも品評会開催のお知らせ	7
檜原都民の森 山の日イベント	7
狂犬病予防注射について	17
配水管布設替工事・移設工事のお知らせ	18・19
敬老福祉大会について	23

令和5年度 檜原村長所信表明



令和5年第2回檜原村議会定例会の開催に際し、私の村政に対しましての所信を述べさせていただき、議員の皆様、並びに村民の皆様にご理解とご支援を賜りたいと存じます。

まず、最初に前任者の坂本村長から引継ぎを受けました大きな事業につきまして申し上げます。

(1) 財政について

自主財源に乏しい本村では、地方交付税、国庫支出金、都支出金を主要財源として、住民ニーズに対応した予算執行に努め、その結果、経常収支比率は令和2年度、令和3年度では73%程度であります。引き続き、健全な財政運営に努めてまいります。

(2) 生活道路等について

都道について、都道第205号線の延長、南北横断道路の建設再開、鋸山林道の都道編入等を東京都西多摩建設事務所、東京都町村会等を通して要望してまいります。

また、都道第33号の本宿2号、3号橋の建設、南岸道路については当初の線形から変更し、下元郷から泉沢へトンネルで抜け、その後、あきる野市へ再びトンネルで抜ける計画として道路の計画内の用地の補償費の算定、交渉等について東京都と協力しながら進めてまいります。

村道については、災害防除工事、舗装の打替等維持補修を中心に実施し、林道について、開設は茅倉から泉沢へ抜ける予定の立山林道、笹野地区笹野向林道の2本を実施してまいります。

(3) 上下水道事業について

簡易水道事業では、高密度ポリエチレン管を使用した配水管の布設替事業を実施し、北秋川水系については工事が完了しております。南秋川水系の布設替事業も20年程度かけ、工事を継続してまいります。併せて、都営水道への一元化は東京都町村会を通して要望してまいります。

下水道事業について、令和3年度をもって計画区域102haの工事は完了していますが、下水道区域内と区域外における下水処理に係る費用負担の公平性等を考慮し、区域外の浄化槽の維持管理費の補助を継続してまいります。

(4) 産業振興について

村の第1次産業となる農業・林業は零細であります。林業については、経済林としての整備から、森林の持つ多面的な機能の発揮に関する施策が都によって進められており、森林再生事業による間伐、水の浸透を高める枝打ち事業、花粉対策事業による伐採等が進められています。

村独自の事業としては、ひのほら緑(力)創造事業として、景観整備に力を入れた事業を10年間の事業として実施してまいりましたが、当初の方針のとおり10年を目途に見直しを行います。

農業面については、動物による食害対策を取りながら、じゃがいものブランド化を進め、委託製造であったじゃがいも焼酎については、特区による村内での製造が認可され、製造を開始して2年が経過したところであり、今年度からは木を原料とした焼酎の製造についても進めてまいります。

村内の獣害対策としては、電気柵設置等の補助のほか、令和5年度からはサルの群れをリアルタイムで追跡するシステムを構築し獣害対策の強化を図ります。

観光面としては、神戸・小沢地区の一体的な観光推進をしていく考えで、神戸・小沢地区観光整備構想を策定しておりますので、神戸国際マス釣場の管理棟建替等も進めてまいります。

(5) 空き家、住宅施策について

移住、定住を進めるため、子育て住宅として村営住宅の整備や空き家についても改修に対する補助制度により活用を進めてきましたが、新たな住宅ニーズに対応するために住宅マスタープランが策定されましたので、更なる住宅施策を進めてまいります。

以上が引継ぎを受けました大きな事業でございます。

さて昨今、社会情勢をみますと、令和2年以降続いていたコロナ禍もようやく収まる気配が見え始め、いよいよ社会全体がコロナ禍以前の活況をとり戻そうとしております。私は、選挙期間中に村民の皆様から様々なご意見を頂きました。住民の声として、ひらかれた政策を行う為に4つのテーマに分類した私の政策について、申し述べさせていただきます。

まず1つ目は、「**ひらかれた村政の実現**」であります。このテーマでは4項目ございますが、その中で主な政策をご説明いたします。

- ・ 計画段階からの住民参加。これは、予算や事業を可能な限り計画段階から公開し、住民や事業者の意見を反映させる仕組みをつくります。
- ・ 村政を「ガラス張り」に。これは、住民が納得する開かれた村政を実現するため、住民・各種団体との対話集会を定期的で開催し、村民の声を聞いてまいります。
村民のための役場づくり。これは、村の職員が生き活きと「村民のために」働ける環境・関係を整え、職員同士や上司に対しても何でも話せる信頼関係を築き、業務改善等提案制度を構築する考えであります。

次に2つ目として、「**村民の暮らし・生活(幸福の里の実現)**」であります。このテーマでは11項目ございますが、その中で主な政策をご説明いたします。

- ・ やすらぎの里を拠点とした保健・医療・福祉の充実・再整備。これは、開設されてから既に24年が経過しており、開設当初は、保健・医療・福祉施設が一箇所があれば利便性が高まることから整備されました。しかし、時の経過とともに制度も変わり、ハード、ソフト面も含めた再整備を行い、村民が利用しやすい施設にいたします。
- ・ 空き家の借上や買取を促進し、木質高層建築などの最新技術を取り入れた集合住宅の整備、移住・定住政策の強化。

これは、まず、村が主体となり流域の自治体や檜原村木材産業協同組合、木材関連の事業者が集まって頂いて、勉強会等を開催し、その後、実際に檜原村の木造集合住宅プロジェクトとして進めます。これ

は、日本での最先端技術で有りますので、これから村での実現可能性を探るため調査研究を進めてまいります。

私は、様々な政策を行う事で、檜原村に住んでいる住民の皆様が幸福を少しでも実感していただけるよう事業を進めてまいります。

次に3つ目として、「時代に合わせた新産業育成」であります。このテーマでは4項目ございますが、その中で主な政策をご説明いたします。

観光業として

- ・ 観光情報のリアルタイム化。これは、村、観光協会等から村の魅力発信や村内の観光業の混雑状況をお知らせするシステムを構築いたします。
- ・ 払沢の滝エリアを「村の観光窓口」として再整備いたします。

林業として

- ・ SDGsの目標に応える「森林サービス産業」を推進いたします。
- ・ 林業のIoT化、スマート林業化に取り組みます。

木材産業として

- ・ おもちゃや木材加工等「林業の6次産業化」を推進します。これは、村の面積の93%が山林ですので、木材の伐採、加工、サービスとして提供する事業を想定しております。

環境に優しい「新たな産業」への仕組みとして

- ・ 空き家を活用した情報サービス産業の誘致と育成
- ・ 自然を生かした「エコビレッジ構想」の実現。これは、持続可能性のあるまちづくりとして、農業、観光と連携して行う新しいビジネスの構築を進めてまいります。

次に4つ目のテーマとして、『政策の大前提として「産廃阻止」』。焼却場計画は取り下げられましたが、規模や内容を変えた「再申請」は産廃業者の常套手段です。自然環境や住民の安心安全を脅かす「新たな産廃事業」が行われないよう引き続き注視いたします。

また、民意を無視した開発を規制し、村の自然環境を未来永劫守り続けるための体制づくりを進めてまいります。

- ・ 公害発生防止条例（仮）を策定
事業者の再申請に備えて、有害物質を排出する恐れのある施設や設備、工事等の事業について、法令との整合等、確認しなければならないことも多岐に渡りますので、弁護士等の専門家とも相談し、調査研究を行っています。
- ・ ごみ削減対策「ゼロ・ウェイスト」の推進
ウェイスト（無駄、ごみ、浪費）を無くし、分別を進めることで廃棄物自体を資源化し、ごみを減らしていく取り組みを行います。

以上、多くの政策を申し上げましたが、これらを実現するためには、村民の皆様のご協力と、議員各位のご理解とご支援がなくては成し遂げられません。そして、様々な事業を行うには、財源の確保が必須であります。国からの交付税や東京都からの補助金を活用させて頂き、私は、檜原村を「**きらりと光る村**」にしていくため、全身全霊で取り組んでまいりますので、議会の皆様、村民の皆様にご支援、ご鞭撻を、お願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。

お知ろせ

令和5年度檜原村職員募集

令和5年度に採用する職員を下記のとおり募集します。

- 採用予定人員 ①一般事務職・・・若干名 ②看護師・・・若干名

- 受験資格

職種	学歴	年齢
①一般事務職	高等学校卒業以上の学歴を有する者 または令和5年9月卒業見込の者	平成5年4月2日生～平成17年4月1日生
②看護師	正看護師資格取得者または 准看護師資格取得者（資格取得見込含む）	昭和48年4月2日以降生まれの方

※ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。

- 申込書の受付

【期間】 令和5年7月6日（木）から7月31日（月）（土・日・祝日は除く）
午前8時30分から午後5時（正午から午後1時までは除く）

【場所】 檜原村役場総務課（本庁舎2階）

※受験者本人が必要書類を持参し、申込みを行ってください。（郵送不可）

※申込みに必要な書類が添付されていない場合は、受付できません。

※申込書は受付期間中、檜原村役場総務課で配布します。また、村ホームページよりダウンロードできます。

- 申込みに必要な書類

- 檜原村職員採用試験申込書（村指定様式）（檜原村役場総務課で配布又は村ホームページよりダウンロード）
- エントリーシート（村指定様式）（檜原村役場総務課で配布又は村ホームページよりダウンロード）
- 履歴書（市販のものに記入し、上半身の写真を貼付する）
- 卒業（見込）証明書（最終学校のもの）
- 成績証明書（最終学校のもの）

- 試験日

- ①一般事務

【日時】 令和5年8月19日（土）午前8時30分集合

【方法】 教養試験、職場適応性検査、作文（課題方式）

- 試験結果等について

一次試験の結果は、令和5年8月下旬に受験者本人に通知します。

一次試験に合格された方を対象に、二次試験を実施します。（令和5年9月上旬以降を予定）

二次試験の際に健康診断書（村指定様式）の提出をお願いします。

- 採用日 令和5年10月1日

- 給与及び待遇 檜原村職員の給与に関する条例等によります。

- ②看護師

【日時】 試験日については後日お知らせします。

【方法】 作文（課題方式）、面接

【採用日】 令和5年10月1日

- 給与及び待遇 檜原村職員の給与に関する条例等によります。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 TEL 042-598-1011 内線 216・213

村の人事をお知らせします

令和5年第2回檜原村議会定例会最終日（6月14日）に次の方々が議会の同意を得て、選任・任命されました。

（敬称略）

	氏名	住所	備考
檜原村副村長	小林 泰夫	あきる野市留原27番地8号	新任
檜原村監査委員	福田 宮夫	檜原村1570番地	再任
	山崎 源重	檜原村2411番地	R5.5.10～
檜原村教育委員会委員	中村 光浩	檜原村6903番地2	新任

～退任された方～

○前副村長（6月30日付）
八田野 芳孝 様

○前教育委員会委員（6月30日付）
土屋 要一 様

村の行政、教育等の発展にご尽力いただき、ありがとうございました。

防災行政無線などを用いた全国一斉の緊急情報の伝達試験のお知らせ

檜原村では、地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。

この試験は、全国瞬時警報システム（J-ALERT（ジェイ・アラート））（※）を用いた試験で、檜原村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

試験実施日 令和5年7月12日（水） 午前11時頃

試験で行う内容

情報伝達手段	内容
①防災行政無線の放送	村内34箇所に設置してある屋外の防災行政無線及び各家庭に配付してある個別受信機から、次の放送内容が一斉に放送されます。 【放送内容】 防災行政無線チャイム + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 + 「こちらは、ほうさいひのほらです。」 + 防災行政無線チャイム
②行政情報等メール配信サービスによるメール配信	檜原村行政情報等メール配信サービスにご登録を頂いている方には、次の内容のメールが登録されているメールアドレスへ送信されます。 【送信内容】 「試験送信」 「全国一斉の緊急情報伝達試験を実施しています。檜原村では、防災行政無線による放送及び行政情報等メール配信サービスを実施しています。」

（※）J-ALERT（ジェイ・アラート）とは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 212・216

第12回じゃがいも品評会 開催のお知らせ

じゃがいも栽培の成果の発表の場として下記のとおりじゃがいも品評会を開催いたします。皆様、奮ってご応募ください。

日 時 8月4日(金)

審査場所 檜原村役場3階301会議室

出品物の持込 8月2日(水) 午前11時までに役場1階産業環境課窓口へ持込みしてください。

※品評は比較審査となります。

※出品いただくじゃがいもは、

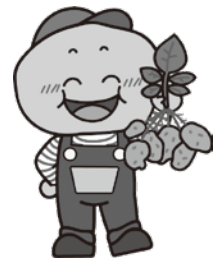
◎肌キレイ

◎粒揃い

7個をご用意ください。

※檜原村で栽培されたじゃがいもであれば、品種は問いません。(出品の際に品種をお知らせください)

※出品物は返却いたしません。



◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

お知らせ

檜原都民の森 山の日イベント

檜原都民の森では8月11日の「山の日」を記念して山の日イベントを毎年開催しております。皆様のご来園をお待ちしております。

開催日時：令和5年8月11日(金・祝日)

午前10時～午後4時

場 所：檜原都民の森 森林館中庭ほか

イベント内容：①クライミング体験

②モルック体験

③逆バンジー体験

④縁日コーナー

⑤丸太切り・薪割り・焚火体験

⑥スタンプラリーなど

※イベント内容は変更となる場合がございます。



◎ 問い合わせ先 檜原都民の森管理事務所 TEL 042-598-6006 Mail info@hinohara-mori.jp

祝二周年

檜原村じゃがいも焼酎製造等施設 「ひのほらファクトリー」 祝二周年・感謝キャンペーンのご案内

おかげさまで、たくさんの方にひのほらファクトリーにお越しいただき、また、出来たてのじゃがいも焼酎をご利用いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

檜原村の皆様をはじめ、幅広いお客様のご支持により、二周年を迎えることができましたことに感謝を込めて、「二周年記念・感謝キャンペーン」を開催させていただきます。

☆二周年記念・感謝キャンペーン☆

期間：令和5年7月22日（土）～8月21日（月）（休館日の火曜日除く）

時間：午前11時～午後5時まで（営業時間内）

内容：村民の方対象で、檜原産ヒノキを使用した記念品をプレゼント
（村民であることがわかるものをご提示ください。）

夏休みに帰省されるご家族様にもぜひお声かけいただけましたら幸いです。
この機会にお気軽に「ひのほらファクトリー」にお越しください。

◎ 問い合わせ先 株式会社ウッドボックス「ひのほらファクトリー」 TEL 042-558-5170

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

例月出納検査

- 1 審査の対象
令和4年度4月分 檜原村一般会計及び5特別会計
令和5年度4月分 檜原村一般会計及び5特別会計
令和5年度4月分 公営企業会計
- 2 審査の期日 令和5年5月29日（月）
- 3 審査の手続 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査する。
- 4 審査の結果 令和4年度4月分、令和5年度4月分一般会計及び5特別会計、令和5年度4月分、公営企業会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていた。

◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい！！



一般建築・リフォーム
株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 良和

〒190-0200 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

建築一式工事業

都知事許可(般-1)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008

日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp



7月の消費生活相談

一人で悩まずご相談ください【秘密厳守】

商品やサービスの契約・販売で疑問や不審に思うことについて、専門の相談員がお話をうかがい、不安解消や問題解決のお手伝いをいたします。相談内容や個人情報などの秘密は厳守しますので、安心してお越しください。

相談できること

電話勧誘販売 訪問販売 通信販売 一方的な商品の送り付け
心当たりのないインターネットの請求 契約トラブル 多重債務

日時 7月26日（水）午後1時～午後3時
場所 檜原村役場3階 302会議室

◎ 問い合わせ先 産業環境課観光商工係 内線 122

くらしの法律税金相談（無料）のご案内

弁護士・司法書士・税理士等で組織する「NPO司法過疎サポートネットワーク」の主催により、次のとおり「くらしの法律税金相談」を開催いたします。

法律や税金など何でも結構ですので、お悩みのある方・ご相談のある方は、ぜひお気軽にお立ち寄りください。

【くらしの法律税金相談】

▽日時 8月4日（金）午後2時～午後5時（最終受付時間午後4時30分）

▽場所 やすらぎの里3階 多目的ホール

※会場にお越しになれない方、ご自宅での相談を希望される方には、法律家がこちらからお伺いする出張相談もごさいます。

◎ 相談予約連絡先 NPO司法過疎サポートネットワーク TEL 042-512-9737
FAX 042-559-4844

8月の人権・行政相談

対象者 村内在住の方

相談方法 面談による相談

日時 8月10日（木）午後1時～午後3時

場所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

国民健康保険からのお知らせ

●高齢受給者証の更新について

現在使用している国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日までとなっています。8月1日から使用する新しい受給者証は7月中に届くように送付いたします。

新しい受給者証が届きましたら、氏名、住所などを必ず確認してください。

また、有効期限が7月31日までの受給者証は、8月1日以降にご自身で裁断するなどして破棄してください。

●限度額適用・標準負担額減額認定証について

医療機関に入院・通院された場合、窓口に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

この認定証は、同じ世帯の世帯主及び国民健康保険に加入している方全員が住民税非課税の場合、入院時の食事代が軽減されます。また、外来や調剤薬局でも同一医療機関、同一月であれば自己負担額が適用されます。

認定証は、保険証及び印鑑をご持参の上、村民課村民保険係にて申請してください。世帯の収入によって負担する金額が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116・119

年金の相談や受給手続きは 事前予約をお願いします

年金見込み額等のご相談や、年金の請求・受給者死亡等の手続きは、事前予約をしていただくことで、お客様のご都合に合わせてスムーズに対応できます。

ご予約の際は、必ず年金手帳または基礎年金番号通知書等の基礎年金番号のわかるものをご準備ください。

また、老齢年金に関する手続きは、インターネットでの予約も可能です。「日本年金機構 予約相談」と検索をしてください。インターネット予約の受付時間は8:00～23:30です。



◎ お問い合わせ先 ・予約受付専用電話番号 TEL 0570-05-4890（平日8:30～17:15）
・青梅年金事務所 TEL 0428-30-3410（平日8:30～17:15）

国民健康保険税の改定について

国民健康保険制度は、加入者が保険税を出し合って医療費に充てるための制度です。国民健康保険の安定した運営などのために、都道府県で保険税水準の統一を目指しており、東京都からも区市町村のあるべき保険税率である「標準保険税率」を毎年示されておりますが、現行の檜原村の保険税率は、この「標準保険税率」より低いものとなっております。

これらのことから、村では段階的な税率改定により被保険者の加重とならないよう配慮しながら、標準保険税率を目指す20年間の目標を昨年度に定め、改定を実施しました。これに伴い、令和5年度の税率を下記のとおり改定し、令和4年中の所得を基準に本算定を行い7月中旬に納税通知書にてお知らせいたします。

なお、4月から年金より引き落としされている方は、10月より保険税の本算定額による調整を行います。

《基礎課税分》

区 分	令和4年度	令和5年度
所得割額	4.7/100	4.9/100
均等割額	22,000円	25,000円
限度額	650,000円	650,000円

《後期高齢者支援金分》

区 分	令和4年度	令和5年度
所得割額	1.4/100	1.5/100
均等割額	8,300円	8,700円
限度額	200,000円	220,000円

《介護給付金分》

区 分	令和4年度	令和5年度
所得割額	1.4/100	1.5/100
均等割額	11,300円	11,600円
限度額	170,000円	170,000円

●未就学児の保険税均等割額の軽減について

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児に係る保険税均等割額の5割を軽減します。

この軽減についての申請は必要ありません。軽減対象者や軽減額等の詳細につきましては、7月中旬に納税通知書にてお知らせいたします。

◎ 問い合わせ先 保険税については 村民課税務係 内線 117

後期高齢者医療保険制度に関するお知らせ

(1) 自己負担割合が変わる方に新しい後期高齢者医療被保険者証（保険証）をお送りします。

後期高齢者医療制度の自己負担割合は、新しい年度の住民税課税所得等に基づいて、毎年8月1日を基準日として決定しています。

令和5年8月1日から自己負担割合が変わる方には、新しい保険証を7月中旬頃に簡易書留郵便でお送りします。届きましたら、氏名・生年月日・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。自己負担割合が変わらない方は、これまでの保険証を引き続きお使いください。

新しい保険証が届きましたら、これまでお使いの古い保険証は8月1日以降に村民課村民保険係まで必ずご返却ください。古い保険証をそのまま使用しますと、あとで差額分の支払いや払い戻しの手続きが必要となる場合があります。

○自己負担割合判定表

判定基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」＋「その他の合計所得金額」の合計額が ・被保険者が1人 200万円以上 ・被保険者が2人以上 合計320万円以上	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合 または、上記①に該当するが②には該当しない場合	一般所得者等	1割

※住民税非課税世帯の方は1割負担となります。

(2) 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

過去に交付されたことがあり、令和5年8月以降交付対象となる方には、新しい認定証を7月下旬頃にお送りします。届きましたら、氏名、生年月日、適用区分などの記載内容をご確認ください。令和5年8月以降交付対象外となる方にはお送りされませんのでご注意ください。

○自己負担割合が1割の方

世帯全員が住民税非課税の場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食費が減額されます。

○自己負担割合が3割の方

被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の場合は、限度額適用認定証が交付されます。医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

これまで交付されたことが無く、今回交付を希望する方は、村民課村民保険係までお問合せください。現在お使いの認定証は、有効期限が過ぎた8月1日以降、個人情報に留意の上、ご自身で破棄することができます。

(3) 保険料について

令和5年度の保険料につきましては、令和4年中の所得を基準に本算定を行い、7月上旬頃にお知らせいたします。

4月から年金より引き落としされている方は、10月より保険料の本算定額により調整を行います。

年金より引き落としされていない方については、納入通知書を7月上旬頃に送付いたしますので、お納めください。また、口座振替（村指定の金融機関に限る）を希望される場合には、村民課村民保険係までお問い合わせください。

◎期限を過ぎてから確定申告を行っていた場合、今回お送りする保険者証の負担割合や認定証の適用区分、保険料等が暫定的なものとなる場合があります。所得確定後、保険者証等の差し替えや返却をお願いする場合がありますのでご注意ください。

◎ お問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116・119

ジェネリック医薬品（後発医薬品） 差額通知書をお送りします

檜原村国民健康保険では、現在服用している薬からジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担がどれだけ軽減できるか試算した通知をお送りします。通知を受け取った方は、切り替えの参考としてください。

ジェネリック医薬品へ切り替えることで自己負担額が100円以上削減できる方を対象としています。

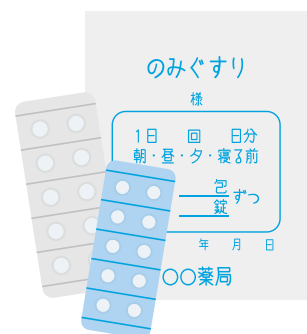
なお、この通知はジェネリック医薬品への変更を強要するものではありません。皆様がジェネリック医薬品を使うかどうかの参考資料としてお役立てください。

◇ジェネリック医薬品とは…

最初に作られた薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品です。

- ・ 先発医薬品と有効成分が同じなので同等の効果が得られます。
- ・ 製品によっては、大きさ、味、においの改善等、先発医薬品より工夫されたものもあります。
- ・ 開発コストが少ない分、先発医薬品より3割から7割も安価です。

※まずは、医師・薬剤師に相談してみましょう。



◎ お問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116・119

7月は“社会を明るくする運動”強調月間です

法務省主唱の「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

●第73回「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」作文コンテスト
 テーマは、“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活、学校生活等の体験をもとに、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたことです。

▽対象 都内の小学校、中学校に在学する児童・生徒

▽原稿用紙の枚数 400字詰め原稿用紙3～5枚程度（自筆のもの）

▽応募先及び締切日 在籍する学校を通じて、学校の所在地に対応する各地区推進委員会に
 9月8日（金）までに提出してください。

◎ 問い合わせ先 東京保護観察所民間活動支援専門官室内
 “社会を明るくする運動”東京都推進委員会事務局 Tel 03-3597-0123

特定小型原動機付自転車 (電動キックボード)の標識交付について

令和5年7月1日から、16歳以上であれば運転免許証なしでも公道を走行可能となる特定小型原動機付自転車は、従来の原動機付自転車と同様に軽自動車税（種別割）が課税されます。また、特定小型原動機付自転車用の標識が交付されますので申告してください。

【特定小型原動機付自転車の要件】

「特定小型原動機付自転車」として登録するためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること
- ・長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること
- ・最高速度が20キロメートル毎時以下であること

【特定小型原動機付自転車の税額】

2,000円 / 年額

◎ 問い合わせ先
 村民課税務係 内線 117

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！

電気工事
 豊富な季節家電
 洗剤自動投入洗濯機
 自動洗浄トイレ
 補聴器のお取扱い


比べてみれば、やっぱり近くの電気屋さん。

ACOS ミナミ電気

五日市店 あきる野市五日市20
 ☎ (042)596-1326
 ☎ (042)596-2514

マイナンバーカードでできること

【マイナンバーカードを使ってできることを紹介します】

<p>①本人確認書類 運転免許証のように、写真付きの本人確認書類として使用できます。</p>	<p>②マイナンバーの確認 マイナンバーカード裏面にマイナンバーの記載があります。</p>	<p>③健康保険証として利用 マイナンバーカードを保険証として使用できます。保険証未対応の医療機関を受診の場合は、今お持ちの保険証をお使いください。</p>
<p>④公金受取口座の登録 口座登録をすることで給付金等の申請時に、申請書に口座番号の記入をせず申請できます。給付金等は、事前に登録した口座に振り込まれます。</p>	<p>⑤引っ越しの手続き(転出時のみ) 村役場に行くことなく、オンラインで転出の手続きを行えます。転入先市区町村の役所(役場)で転入手続きが必要です。</p>	<p>⑥パスポートの更新(切替申請) パスポートの更新をオンラインで申請できます。受取りの際はパスポートの受取窓口に行く必要があります。</p>
<p>⑦国民年金の手続き 国民年金の加入、免除申請(学生納付特例を含む)の申請手続きができます。また、年金記録やこれから受け取る年金の見込額の確認もできます。</p>	<div style="border: 1px solid #00a0e3; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <p>マイナンバーカード関連サービスの申請や利用時は、カード取得時に登録した4桁の暗証番号が必要です。</p>  </div>	

スマホ用電子証明書搭載サービス (Androidのみ)

マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけでマイナンバーカード関連サービスの申請や利用ができます。

※スマートフォンの下取・買取や修理、紛失等の場合は失効・停止の手続きが必要です。

※スマートフォンの利用者ご自身でスマホ用電子証明書の申込と失効・停止の手続きが必要です。

※檜原村では、マイナンバーカードを使って、コンビニでの住民票等の交付や印鑑登録証明書の発行はできませんのでご了承ください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

くらし

〈広告〉

季節折々のお弁当・オードブル・お料理をお届けします

仕出し たつ州

様々な用途にご利用頂けます 代表 岡部 竜州 檜原村2005

🍴 お祝い・法事・おせち料理
🍴 イベント&自治体の会食
🍴 ご友人&ご親族の集まり

檜原村内配達OK
(車両乗入れ可能な場所)

個数やご予算などお気軽にご相談下さい! ※別途消費税がかかります

☎ 080-7227-8781
instagram.com/shidashi_tatsushuu

LINEからも相談
ご注文できます!



ID @808yllhl

消防・防災全般 備えあれば憂いなし!

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 セイフティー
(旧:株式会社 きしの防災)

東京都知事許可(般28)第83107号
〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11
TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462
safety@sft-bousai.com

所有者不明土地の解消に向けて、 不動産に関するルールが大きく変わります! (その1)

【POINT 1】所有者不明土地って何ですか？

相続登記がなされないこと等により、以下のいずれかの状態となっている土地を『所有者不明土地』といいます。

- ①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地

【POINT 2】どんな問題が生じているの？

土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業や復旧・復興作業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったり、土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生したりするなど、さまざまな問題が生じています。

全国のうち所有者不明土地が占める割合は九州本島の大きさに匹敵するともいわれています。今後高齢化の進展による死亡者数の増加等により、ますます深刻化するおそれがあり、その解決は喫緊の課題とされています。

そこで！
法律が改正されました

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立し、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から民事基本法制の総合的な見直しが行われています。

1 登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し（発生の予防） 令和6年4月1日～令和8年4月までに施行

- 相続登記、住所等の変更登記の申請義務化
- 相続登記、住所等の変更登記の手続きの簡素化・合理化 など

2 土地を手放すための制度（相続土地国庫帰属制度）の創設（発生の予防） 令和5年4月27日から施行

○相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設

3 土地利用に関連する民法のルールの見直し（土地利用の円滑化） 令和5年4月1日から施行

- 土地・建物に特化した財産管理制度の創設
- 共有地の利用の円滑化などの共有制度の見直し
- 遺産分割に関する新たなルールの導入
- 相隣関係の見直し など

★上記の各項目の詳細は次月以降（その2・その3）にて、順次お知らせいたします。

◎ 問い合わせ先 法務省民事局 Tel 03-3580-4111
村民課税務係 内線 114・117

～今月の納期～ 7月31日（月）です

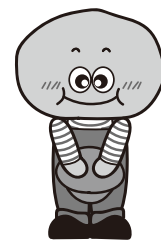
- ・ 固定資産税第2期
- ・ 国民健康保険税第1期
- ・ 介護保険料第1期
- ・ 後期高齢者医療保険料第1期

納め忘れのないようにお願いいたします。

環境・下水

ふれあいデー(一斉清掃)にご協力ありがとうございました！

令和5年度檜原村ふれあいデーを5月28日(日)に実施しました。
当日は、日差しが強いなか皆様のご協力により、無事終了できましたことを深く感謝いたします。
今後も村の環境美化にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。



◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

狂犬病予防注射について

環境
下水道

狂犬病は全ての哺乳類に感染し、発症するとほぼ100%の確率で死にいたる恐ろしい感染症です。

令和2年に国内で狂犬病の輸入感染症例が確認されました。一度国内に入ってきた狂犬病を根絶することは難しく、感染させないためには狂犬病予防注射の接種は重要となります。

・飼い主の義務

日本では狂犬病予防法により、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。飼い主の方は、村に登録の届出を行い鑑札の交付を受けてください。また、飼い主、飼い犬の住所等の変更がある場合でも届出が必要になりますのでご注意ください。

・狂犬病予防注射を受けた方へ

狂犬病予防注射を受けた方は必ず狂犬病予防注射済証を持って役場へ来て狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

・手数料について

登録手数料(新規交付)：3,000円 (再交付)：1,600円
狂犬病予防注射済票：550円 (再交付)：340円



◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121

配水管布設替工事のお知らせ

檜原村では、より安全で安定した水道水の供給を図るため、温泉センター第2駐車場付近から浅間尾根登山口バス停付近まで、老朽化した配水管の取替え及び配水管からご家庭に分岐している給水管（道路内）の付替え工事を予定しております。

工事期間中は、何かとご迷惑をお掛けいたしますがご理解とご協力をお願い致します。
工事についてご不明な点がございましたら、産業環境課にお問い合わせ下さい。

- 工 事 名** 配水管布設替工事
工 事 箇 所 檜原村 数馬 地内
工 期 令和5年7月上旬～令和6年3月下旬まで（予定）
施 工 会 社 株式会社武田組
 西多摩郡檜原村 1393 TEL 042-598-6011



◎ お問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 120・127

東京都下水道局からのお知らせ

令和5年度排水設備工事責任技術者資格認定共通試験の実施について

令和5年度「排水設備工事責任技術者資格認定共通試験」を下記のとおり実施しますので、お知らせいたします。

- ▽試験日時 令和5年10月1日（日）午前10時から午後12時まで
- ▽試験会場 青山学院大学青山キャンパス9号館（東京都渋谷区渋谷4-4-25）
- ▽受験申込等

●受験申込書の配布 7月3日（月）から7月31日（月）まで 役場1階産業環境課窓口で配布予定
 ※土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間
 ※オンラインでも申し込みができます。

オンライン申込み

- 受験申込受付期間 7月3日（月）から7月31日（月）まで 当日消印有効
- ▽受験手数料 6,000円 ※別途郵送料がかかります



◎ 受験申込書の郵送先・問い合わせ先
 【東京都下水道局排水設備工事責任技術者試験等業務受託者】
 東京都下水道サービス株式会社 東京都千代田区大手町二丁目6番2号 TEL 03-3241-0818

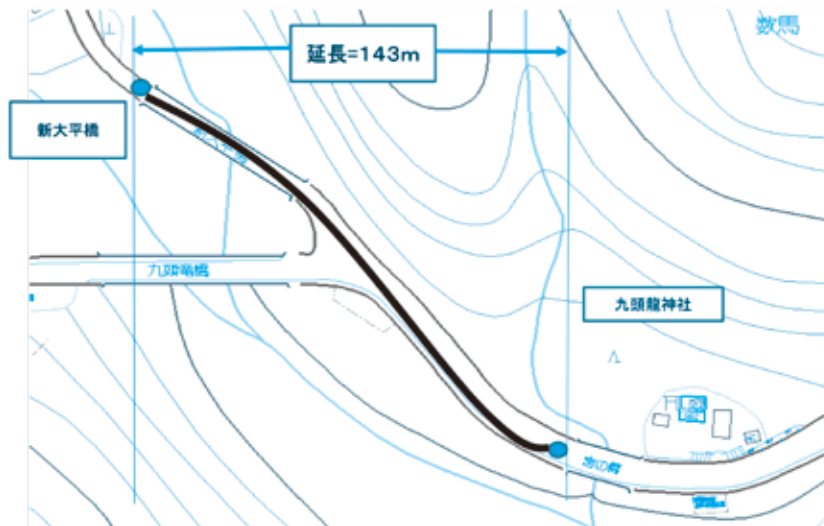
新大平橋配水管移設工事のお知らせ

檜原村では、より安全で安定した水道水の供給を図るため、新大平橋から九頭龍神社付近まで、老朽化した配水管の取替えを予定しています。

工事期間中は、何かとご迷惑をお掛けいたしますがご理解とご協力をお願い致します。

工事についてご不明な点がございましたら、産業環境課にお問い合わせ下さい。

- 工 事 名** 新大平橋配水管移設工事
工 事 箇 所 檜原村 数馬 地内
工 期 令和5年7月上旬～令和6年3月下旬まで（予定）
施 工 会 社 高木建設株式会社
 西多摩郡檜原村 1862 TEL 042-598-6508



◎ お問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 120・127

環境
水道

檜原村安全安心村づくり協議会 よりお知らせ

スズメバチにご注意を

ハチは春から夏にかけて巣を作り始めます。ハチは益虫なので、生活に支障がない場合は駆除の必要はありませんが、生活に支障を来たす場合は駆除を検討してください。

村は駆除用防護服の貸し出し、駆除方法のアドバイス、駆除業者の紹介等を行っておりますのでご相談ください。



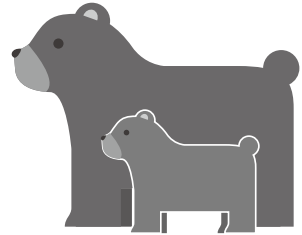
◎ ハチに関するお問合せ 産業環境課生活環境係 内線 121・127

～クマに気をつけましょう～

今年もクマの目撃情報や死傷事故が全国で発生しております。檜原村では、昨年度は11件の目撃情報があります。

●クマを自宅付近に近づけないためには

- ・夜間にゴミ集積所にゴミを出さないでください。
- ・収穫予定のない柿や栗などは撤去してください。
- ・バーベキューで出たゴミや鉄板の管理を徹底しましょう。
※近隣では鉄板を舐めていたクマが目撃されています！
→その後、その個体は民家付近に近づくようになりました。



●クマと出会わないためには

- ・自分の存在をクマに知らせるためにラジオや鈴などで音を出しながら行動する。
- ・早朝や夕方に活発に行動するため、この時間の外出は極力避ける。
- ・目撃や出没情報のあったところには近づかない
- ・クマの新しい痕跡（糞・爪あとなど）があった際には十分気をつける

●クマに出会ってしまったら、...

- ・まずは落ち着きましょう
- ・子グマのそばには必ず母グマがいます。母グマは特に攻撃的になりやすいので、子グマを見かけた際は要注意！
- ・走って逃げないでください！クマには「逃げるものを追う」習性があるといわれています。背中を見せて逃げると追ってきます。
- ・クマとの距離が離れている場合、近い場合とでは対応方法が異なります。
- ・クマがこちらに気づいていない場合にはゆっくりと立ち去る。
- ・距離が近く、クマが気づいている場合、大声などは出さず、クマを刺激しないように、かつ、クマから目を離さずゆっくりと静かに後退しましょう。
- ・クマとの間に立木などを挟めば突進を防ぐことができます。
- ・クマは視覚があまりよくないため、立ち上がり、臭いで確かめようと行動します。威嚇ではありません。
※クマに攻撃されたときは頭部や首などの急所を守ってください。すばやく地面の窪みや岩陰にうずくまり、両手で頭部や首をガードしましょう。
- ・山野に入る場合はクマよけスプレーやクマ鈴を携帯することも身を守る一つの方法です。

●村内で、クマを目撃した場合は直ちに役場または警察に連絡をお願いいたします。その際は、「日時」、「場所」、「時間」、「頭数」、「クマの行動」をお知らせください。

自然に囲まれた檜原村ではさまざまな野生獣が生息しています。クマは国内でも希少な大型哺乳類であり、東京都内では狩猟捕獲が禁止されています。

過度に恐れることはありませんが、クマも村内で生息しているということを忘れずに、遭遇しないために何ができるかを考えることが重要です。

クマによる人身被害を防止するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

7月の栄養相談

【日時】 7月12日(水)・7月26日(水)
午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター
(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

8月の精神保健巡回相談

【日時】 8月21日(月)
午後2時～午後4時

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします(費用無料)。

★ご利用される場合には、予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター(やすらぎの里内) TEL 042-598-3121

おたふくかぜワクチン
任意接種補助について

おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)は、耳下腺腫脹を主とする症状がみられ、無菌性髄膜炎や難聴などの合併症も心配される疾患です。村ではおたふくかぜの発生とまん延を予防するため、おたふくかぜワクチンの任意接種の補助を行います。

対象者：村内に住所を有する1歳以上7歳未満で、おたふくかぜにかかったことがない方で、予防接種を希望する方。すでに予防接種をした方、おたふくかぜにかかったことがある方は除きます。

補助内容：檜原診療所にて1回無料で接種できます。

予約方法：希望日の10日前までに福祉けんこう課けんこう係にご連絡ください。

注意事項

- *任意接種なので、村から接種勧奨するものではありません。
- *この補助制度は檜原診療所で接種された場合にのみ受けられます。



◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

歯・口の地域訪問相談会

【日時】 7月26日（水）午前10時～正午

【会場】 やすらぎの里（保健センター）

ご自身やご家族のお口の健康予防・改善について
訪問歯科衛生士がご相談に応じます。

☆費用はかかりません。

☆申し込み不要、直接会場へお越しください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

こちら包括支援センターです!!

「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

東京都において、高齢者の消費者被害防止を目的として「高齢者見守り人材向け出前講座」事業を実施しています。

この講座は、自治会、高齢者クラブ、介護サービス事業所、民生委員・児童委員、介護サービス事業所等の高齢者の身近にいる方を対象として、無料で講師を派遣するものです。受講者の方には、高齢者の消費生活トラブル防止に役立つハンドブックをテキストとして配布します。

講座の受講を希望する団体は地域包括支援センターまでご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター TEL 042-598-3121

〈広告〉

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号

 ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513

FAX 042-598-0047

令和5年度 檜原村敬老福祉大会について

新型コロナウイルス感染症の影響により檜原村敬老福祉大会は令和2年度より開催を見送ってまいりましたが、令和5年度につきましては予定通り開催したいと考えています。新型コロナウイルス感染症は2類から5類に緩和されましたが、高齢者の集団発生のリスクを防止するため、今年度につきましては以下のとおり規模を縮小して実施することにいたします。皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 開催日** 令和5年9月24日（日） 午後12時30分開場
午後 1時00分開演
午後 3時00分終了予定
- 会場** 檜原小学校体育館
- 対象者** 施設入所者を除く村内の65歳以上の高齢者（65歳未満の介助者の入場はできません）
- 内容** 表彰対象者への表彰状の授与
アトラクション（ものまね、川中美幸歌謡ショー）
- 定員** 240名（応募者が定員を超えた場合は抽選となります）
- 申込方法** 7月中に対象者へ案内を送付しますので、同封のハガキにより申し込みをお願いします。
※敬老金の支給につきましては、対応が決まりましたら対象者に個別にご連絡いたします。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

檜原村社会福祉協議会からのお知らせ 『夏の体験ボランティア2023』 参加者募集!!

村内の福祉施設等にご協力をいただき、「夏の体験ボランティア」を実施します。

ボランティア活動に関心があるけれど“きっかけ”がなかった方、空いた時間を有効活用したいけど何をしようか迷っている方、この機会に体験してみませんか。学生さんはもちろん、一般の方の参加も大歓迎です！

- 期間**：7月21日（金）～ 8月31日（木）
- 参加資格**：都内在住・在勤・在学の小学生以上
（小学1年生～4年生までは保護者同伴）
- 詳細はホームページに掲載しています。

社協ホームページ
QRコード



檜原村社会福祉協議会



◎ 問い合わせ先 檜原村社会福祉協議会（檜原ボランティアセンター） TEL 042-598-0085

くらしとしごとの相談会

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計の管理が苦手。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

- 日時 毎週月曜日（年末年始・祝日を除く） 午後1時30分～午後2時30分
- 場所 やすらぎの里けんこう館
- 対象 村内在住の方
- 費用 無料

利用をご希望の方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

『学びの広場 ホットスペース ちえの輪』 を児童館で開催しています！

宿題の解き方を教え合ったり、時には仲間とイベント（スライム作り、ハロウィンパーティー、クリスマス会など）を楽しみながら、ここに集まったみんなの将来を切りひらいていきます。

- 日時 毎週月曜日（年末年始・祝日を除く） 午後3時～午後5時
- 場所 檜原村児童館（やすらぎの里内）
- 対象 村内在住の原則、小学生～中学生の方（中学校卒業後～18歳の場合はご相談ください）
- 費用 無料
- 利用方法 利用には保護者から西多摩くらしの相談センターへの申し込みが必要です。利用をご希望の方は下記までご連絡ください。随時見学参加を受け付けています。お気軽にお越しください。

ホームページ



- 関係協力機関 檜原村・檜原村社会福祉協議会
※上記に関する問い合わせは檜原村児童館には行わないでください。

◎ 問い合わせ先 西多摩くらしの相談センター TEL 0428-25-3501
ホームページ <http://kurashinosoudan.net/>

教育・文化

教養講座参加者募集！

年間を通して『俳句教室』『水彩画教室』『水墨画教室』を開催しています。素敵な作品作りを一緒に行いませんか？皆さんのお申し込みを随時お待ちしております。

- 場所 檜原村福祉センター及び檜原村役場本庁舎
- 参加費 無料 ○対象 村内在住・在勤者

◎ 申し込み及び問い合わせ
教育課社会教育係 内線 226

その他

夏に多発する事故から尊い生命を守ろう

梅雨が明け、本格的な夏の暑さがやってくるこれからの季節は、熱中症による救急搬送が多くなります。また、河川・プール・海などでの水による事故が増える時期でもあります。熱中症や水の事故を防ぐために、次のような点に注意して、楽しい夏を過ごしましょう。

◆熱中症の予防と対策

- ・暑さに身体を慣らしましょう。
- ・高温・多湿・直射日光を避けましょう。
- ・水分補給は、こまめに行いましょう。
- ・運動時などは計画的に日影などで休憩をしましょう。
- ・車内に子供だけを残さないようにしましょう。

◆河川やプール等での水の事故を防ぐために

- ・小さい子供と一緒に水遊びをする際は、子供から目を離さず、保護者や大人が必ず付き添って遊びましょう。
- ・飲酒後や体調不良時には遊泳を行わず、そのような人が遊泳しようとしている時は、遊泳をやめさせましょう。
- ・海や河川では、気象状況に注意を払い、荒天時や天候不良が予測される場合は遊泳や川岸等でのレジャーを中止しましょう。
- ・海や河川では、ライフジャケットを着用するなど、事故の未然防止に努めましょう。

「共助」の力で地域の「減災」を目指そう！

◎ 問い合わせ先 秋川消防署 Tel 042-595-0119

その他

令和6年春採用 自衛官等採用案内

防衛省自衛隊 東京地方協力本部 福生募集案内所

◎各採用種目受付期間

◇採用種目◇	◇受付期間◇	
自衛官候補生	通年受付中	
一般曹候補生	7月1日～9月5日	
航空学生（海・空）	7月1日～9月7日	
防衛大学校	推薦・総合選抜	9月5日～9月8日
	一般	7月1日～10月18日
防衛医科大学校	医学科	7月1日～10月11日
	看護学科	7月1日～10月4日
高等工科大学校生徒	推薦	10月1日～12月1日
	一般	10月1日～ 令和6年1月5日

◎公務員合同採用説明会【事前申し込み制】

◇開催日時◇	◇会場◇
7月14日(金)	午前9時～ 午後1時20分～
	青梅市役所議会棟 2階大会議室
【参加団体】 警視庁、東京消防庁・自衛隊・青梅市役所、 福生市役所	
【受付時間】 各回20分前より受付開始	
【定員】 各回40名程度	
※状況により内容が変更となる場合があります。詳細はお 問い合わせください。	

受験受付・採用説明会の詳細は
「自衛隊福生募集案内所」まで
お問い合わせ下さい。
Tel 042-551-4725

こちらのQRからも
お問い合わせできます。

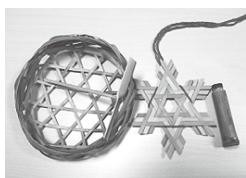


檜原村地域おこし協力隊 ひのほらだより

Vol.85



左から、友澤勇紀、高野優海、中澤大樹、齊藤隼人



竹で作ったミニかご、竹トンボ、飾り、七味入れ

さいとう はやと 齊藤 隼人（上元郷在住）

これから、ひのサスクラブ（ひのはらサステナブルクラブ）で取り組んでいきたいと考えている活動の1つに、竹の活用があります。昨年、一昨年と指導を受けながら門松を作成したことをきっかけに、竹への関心が高まりました。竹は成長が早く、伐採しても環境への負荷は少ないと言われていいます。昔は、生活のあらゆる場面に竹が利用されていました。ところがプラスチック製品の普及に伴い、竹製品の需要は減少していきました。現在では、竹林の整備が全国的な課題にもなっていると聞きます。

現在、生活や遊びの中に少し竹を取り入れてみるようなワークショップを構想中。檜原村で自然とともに生活してきた先輩方から学びながら、形にしていきたいと考えています。

たかの ゆうみ 高野 優海（笛吹在住）

数か月前から自宅近くの人里地区で地元の方と一緒に、野菜を育て始めました。3年ほど耕作放棄地になっていた場所だそうですが、菊芋やミョウガ、フキが自生していて、土もフカフカで、さらには地区の獣害ネットに囲われている場所で、最高の環境です。

私が檜原村に移住してきた理由の一つに、「半自給自足の生活がしたい」という思いがありました。昨年末から庭でハーブ類をちょこちょこ育ててきましたが、ついに野菜の自給にも取り組み始めて嬉しいです！親切に野菜の作り方を教えてくださる地元の方々に本当に感謝でいっぱいです。

協力隊の先輩である高橋春香ちゃんが運営しているシェアハウスの住民の方も、一緒に畑を手伝ってくれることになりました。たくさんの方に助けられながら、畑のある生活を楽しんでいます！



1人暮らしの自給用にはだいぶ広い畑です（笑）



林間農法にむいている山林の例です。

ともさわ ゆうき 友澤 勇紀（宮ヶ谷戸在住）

今月で檜原村に来て1年が経ち、31年の人生の中で最も新鮮かつ有意義な1年を過ごせました！これまでは村を知ることが目的に活動をしてきましたが、2年目からは具体的な取り組みも行っていきたいと考えています。

その中の一つに本わさびの林間農法があります。従来の沢での農法に比べ、土壌で栽培するので畑わさびなどとも呼ばれています。また、わさびが半日陰を好むため、日照条件の悪い畑やスギ林の中が畑わさび栽培に適し、水気のある土地で、急峻すぎず、最高気温25度以下、程よい陽光なら栽培できるそうです。

まずはやってみなければわからないので、今年の秋頃に試験栽培を始めるために現在候補地を探しています。土地の所有者さんや興味関心のある方は地域おこし協力隊 友澤までご連絡下さい！（問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 Tel 042-519-9556）

なかざわ だい き 中澤 大樹（出畑在住）

この1ヶ月で多くのことを経験させていただきました！小沢地区で野菜を作り始めました！お隣の方に道具を貸していただいたり、教えていただきながらなんとか頑張っています。

檜原太鼓にもお邪魔して、会長に教わりながら練習しています。家でも練習しているので、「ドコドコ」音がする家がありましたら、私の家です（笑）消防団でも規律訓練があり、基本を教えてくださいました。

何をしても分からない事ばかりですが、体力だけはありますので、一生懸命頑張ります！どれも中途半端にならないようにします！



こちらの畑で野菜を作り始めました！素手と鍬だけでは半分程度しかできませんでした。道具をお貸し下さってありがとうございました！！

学校だより

いま、檜原中学校では

【教育目標】 ● 学び考える人 ● 心の豊かな人 ● たくましい人】

第8回檜原学園運動会

絶好の運動会日和に恵まれ、5月27日（土）に第8回檜原学園運動会を中学校校庭で開催しました。4年ぶりに大勢の来賓・地域・保護者の方々の声援を受けながらの開催となりました。今回の運動会スローガン「完全燃焼～村民魂を見せつけろ～」のとおり、児童・生徒たちは持てる力を最大限に発揮して、各学年の種目に挑みました。

中学校の大縄跳びでは赤組250回、白組248回の僅差、小学校の大玉送りとチェッコリ玉入れは引き分けと、最後までどちらが勝つか分からない大接戦となりました。最終結果は赤組の勝利となりましたが、どちらのチームも全学年の全員が協力して『村民魂』を見せつけてくれました。

今後も、9年間を見据えた小中一貫教育をさらに充実させるために努力して参りますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



【7・8月の予定】

7月 4日(火) 上級学校説明会(2・3)・保護者会(全)
 7月 7日(金) 職業人講話(1)
 7月10日(月) マナー講座(2) 面談期間始(3)
 7月11日(火) 避難訓練
 7月12日(水) SOS教育
 7月14日(金) 英語体験(1・2)
 7月19日(水) 美化活動
 7月20日(木) 1学期終業式
 7月21日(金) 夏季休業日始

8月10日(木) 学校閉庁日
 8月14日(月) 学校閉庁日
 8月25日(金) 夏季休業日終
 8月28日(月) 2学期始業式
 8月29日(火) 小中引き渡し訓練

その他

檜原村ものづくり支援事業補助金を活用し、 開発された新製品です！

令和4年度に檜原村ものづくり支援事業補助金を活用し、開発された新製品です。本補助金は、新たなものづくりに必要な経費を補助することにより、地域資源を活かした新製品等の開発や販路を開拓し、地域の振興及び雇用の拡大を図ることを目的とするものです。詳細は、広報ひのほら6月号をご参照ください。



檜原村産のルバーブを使ったカップアイス



檜原村産の食品を使ったシロップ
左から、ゆず、ブルーベリー、ルバーブ、紅茶、キウイ

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

「村民ひろば」について

サークルの会員募集やイベントの開催案内等、生涯学習や社会福祉活動に広く村民を対象とした情報を、広報ひのほらの紙面に掲載することができます。

詳細は、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216・213

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住所	電話	日(曜日)	医療機関名	住所	電話
7月 2日(日)	あベクリニック	あきる野市 瀬戸岡474-6	042-558-7730	17日 (月・祝)	小机クリニック	あきる野市 小中野160	042-596-3908
9日(日)	草花クリニック	あきる野市 草花2724	042-558-7127	23日(日)	星野小児科 内科クリニック	あきる野市 小川東1-19-20 1F	042-559-7332
16日(日)	あきるの内科 クリニック	あきる野市 二宮1011	042-558-5850	30日(日)	櫻井病院	あきる野市 原小宮一丁目14-11	042-558-7007

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

※午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診する際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 521-2323 携帯電話・PHSは#7119
秋川消防署 TEL 595-0119
東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (6月1日現在)

()内は前月比
世帯数 1,120世帯 (2世帯減) 人口 2,003人 (11人減)
男 997人 (7人減) 女 1,006人 (4人減)

防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

~今月の表紙~ 「夏の涼」

現代の夏は気温がとて高く、猛暑や酷暑といわれています。
熱中症対策のため、冷房器具を使い体調管理をすることも大切ですが、檜原村の豊かな自然から、目や耳で「涼」を感じてみてはいかがでしょうか。(撮影場所：笹平付近)